

令和2年2月19日

技能実習評価試験関係者 各位

新型コロナウイルス感染症の感染防止等について

一般社団法人 日本リネンサプライ協会

標記について、厚生労働省から下記のとおり情報提供がありましたので、よろしくお取り計らい願います。

記

さて、今般、新型コロナウイルス感染者が国内で確認され、感染の増加が想定されていることを踏まえ、以下のような新型コロナウイルス感染症の感染防止等に努めていただければと思います。

また、厚生労働省の特設HPや地方自治体等関係機関の発表等を注視し、正確な情報の把握に努めていただければと思います。

参考 ; 厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に関する特設HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

1. 手洗いの徹底

ドアノブなど様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があるため、頻回に流水と石鹸、アルコール消毒液による手洗いを実施する。特に、出勤時、外出先からの戻り時及び食事前等には、手洗いを徹底する。

2. 咳エチケット

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれないため、咳エチケットに心がける。咳やくしゃみの際は、マスクを着用するか、ティッシュなどで鼻と口を覆い、とっさの時は袖や上着の内側で覆い、周囲の人から顔をそむけ、できる限り離れる。

3. マスクの着用等

対人距離の確保等(できるだけ2メートル程度の距離を保持することが望ましい。また外出に当たっては、人ごみを避けることが望ましい。)が望ましいが、対人距離の確保等が困難な場合は、マスクを着用する。

また、事務室内には次の例文を掲示する等の方法によって、職員のマスク着用に関して来所者の理解が得られるよう努める。

例文「咳エチケットの観点から、職員はマスクを着用するようにしております。御理解と御協力をお願いします。」

4. 試験実施に当たっての対応

- (1) 来所者が利用できるよう、入口などにアルコール消毒液や除菌ウエットティッシュを設置。
- (2) 受検者及び試験監督者等のマスクの着用、手洗い、咳エチケットの徹底。
- (3) 風邪症状の場合は受検の自粛、試験会場の換気、受検者の間隔2メートル以上。